

# 公共工事の発注に関する法体系上の対応イメージ

## ○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の体系(※)に次の事項を追加・拡充

### (1) 発注者責務の拡大

公共工事の発注者は、公共工事の品質確保に加え、中長期的な担い手の確保等にも配慮

### (2) 多様な入札契約方式を位置づけ(多様な入札契約方式の根拠)

事業の性格に応じ多様な入札契約方式を選択できるように、例えば以下の方式の導入・活用を位置づけ

- 建設関連企業のノウハウ、技術提案を最大限活用し、価格や工法等について交渉を行い契約する方式
- 発注者支援に資するCM方式
- 受発注者の負担軽減に資する段階選抜方式や工事の内容に応じた総合評価落札方式の適切な活用(二極化等)
- 地域維持(インフラメンテナンスや災害対応等)工事における
  - ・人や機械の保有など地域を支える建設企業の多面的な要素の適切な評価
  - ・複数年度契約、複数業務一括発注、共同受注方式などによる安定的・継続的な体制確保
- 元下間の契約の透明性を高めるための方式(オーブンブックやコスト&フィー等)
- 建設企業(下請含む)における若手技術者や技能労働者等の確保・育成の取組を評価

### (3) 予定価格のより適正な設定

- ・ 適正価格を的確に反映した積算の実施
- ・ 技術提案を踏まえた予定価格
- ・ 新たな契約方式に対応した予定価格

### (4) その他

※上記の各事項に記載した項目は、今後の検討の結果、追加や削除等の変更があり得る。

※品確法の体系に位置づける手法(法令、基本方針等)について更に検討が必要

※上記検討にあわせ予算決算及び会計令や地方自治法施行令等の改正の必要性について十分検討

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律概要 (公布平成17年3月31日)

参考

【目的】公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与

## 1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない旨を明記(第3条第2項)

発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施する責務(第6条)

## 2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・技術提案を求める入札(第12条)
- ・技術提案についての改善を求めることが可能(第13条)
- ・高度な技術等の提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成が可能(第14条)

## 3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)